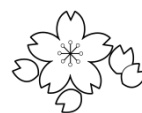


総 会

総会議案書



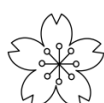
【議案】



- (1) 報告事項
 - ①令和6年度PTA運営活動報告
 - ②令和6年度PTA会計決算報告
- (2) 審議事項
 - ①令和7年度PTA運営活動計画（案）
 - ②令和7年度PTA会計予算（案）
 - ③「札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会」会則改正（案）
 - ④令和7年度PTA役員候補者に関する役員選考委員会からの報告

【添付】

- (1) 「札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会」会則
- (2) 2025年度札幌市PTA共済会のご案内



活動日	活 動 内 容
4/1	新年度準備、P T A入会式打合せ
4/9	P T A入会式(入学式終了後)、総会準備(資料印刷、配付)、年間予定確認等
4/26	役員会・総会 ※新年度P T A役員始動
5/16 6/10	委員会準備、打合せ(今年度活動について、落ち葉拾いについて他)
6/14	役員会、全体会・第1回運営委員会
6/25	P T A事務局だより発行(「すぐーる」にて配信)、青少年健全育成委員会「総会」出席
8/28	落ち葉拾い案内印刷・配付、予定していた制服リサイクル無料配布の実施中止決定 ※補足①
9/12	打合せ(落ち葉拾い準備、各種文書印刷・配付他)
10/2	学校祭準備(飲み物搬入)
10/4	学校祭飲み物提供 ※補足②
10/9	P T A会計・体文振会計中間監査
10/17	落ち葉拾い1回目 ※補足③
10/24	落ち葉拾い2回目 ※補足③
11/6	4校交流会出席 ※補足④
12/10	打合せ等
12/20	青少年健全育成委員会「地域交流会」出席
1/15	委員会準備(予算・運営委員会案内配付、打合せ)、入学説明会準備
2/3	予算委員会
2/13	入学説明会
2/19	役員会、第2回運営委員会
3/4	P T A事務局だより発行(「すぐーる」にて配信)
3/5	陵陽会総会
3/21	P T A会計・体文振会計監査 新年度準備(令和7年度年間予定確認、資料・配付書類の作成他)

※補足①無料配布を実施するほどの、サイズと数量が無かった為実施を断念

②アクエリアスと麦茶のいずれかを事前に希望調査の上、提供(全校生徒405名分)

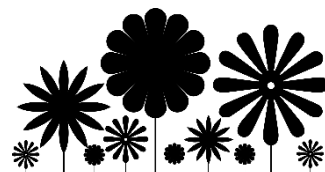
③両日共に作業人数:19名で実施(各日P T A事務局、学年委員担当者を含む)

④4校→東山小・美園小・平岸高台小・陵陽中 今年度当番校の美園小にて開催

【区P に関連】

総会	5/9
会長部会	6/9、11/9
副会長部会	6/28、11/28

環境委員会	5/28、11/26
広報委員会	6/13、2/3
研修委員会	6/25、11/7



報告事項②

令和6年度(2024年度)PTA一般会計 決算報告

【収入の部】

項目	6年度予算	6年度決算	不足分	摘要
会費	716,400	729,900	△ 13,500	1家庭150円×12ヶ月×会員数(家庭数+職員数) 内還付金¥2,400
PTA共済金	243,880	241,020	2,860	生徒1名460円 1世帯140円
繰越金	451,869	451,869	0	
雑収入	0	97	△ 97	利子4月2円・10月95円
合計	1,412,149	1,422,886	▲ 10,737	

【支出の部】

	6年度予算	6年度決算	残額	摘要	
運営費	1運営委員会費	3,000	3,000	0	運営委員会費
	2専門委員会費	0	0	0	
	3消耗品費	30,000	0	30,000	
	4事務局費	30,000	30,000	0	事務局運営費・事務局費・通信費
	5印刷費	100,000	30,860	69,140	用紙代・プリンタインク1枚3円
	6交通費	10,000	5,500	4,500	区P連委員会等出席交通費
	7渉外費	30,000	0	30,000	懇親会出席費
	8特別委員会費	12,000	12,000	0	予算委員会費、選考委員会費
	小計	215,000	81,360	133,640	
活動費	9研修費	0	0	0	
	10広報費	0	0	0	
	11環境費	10,000	1,800	8,200	落ち葉拾い
	12学級費	13,000	13,000	0	学級通信費(500×2人×13学級)
	13記念品費	100,000	62,230	37,770	卒業記念品印鑑代
	14慶弔費	20,000	0	20,000	お祝い、香典、供花、弔電代
15式典費	150,000	58,978	91,022	卒業式、入学式、花代、紅白餅	
小計	293,000	136,008	156,992		
その他	16分担金	237,510	240,585	▲ 3,075	中体連、中文連、特別支援、教護協会分担金等
	17PTA共済金	243,880	242,680	1,200	PTA共済会
	18雑費	10,000	4,197	5,803	振り込み手数料
	19予備費	415,794	77,709	338,085	PTA個人情報漏洩保証制度・飲み物・タッチペン
	20備蓄	150,000	150,000	0	周年行事(10万円)・特別会計積立金(5万円)
小計	1,057,184	715,171	342,013		
合計	1,565,184	932,539	632,645		

1,422,886 (収入) - 932,539 (支出) = 490,347

決算を上記のようにしましたので報告致します。

2024年3月21日 PTA会計

竹田 成



阿部 百代



上記決算に関する監査の結果、誤りのないことを報告致します。

2024年3月21日 PTA会計監査

山谷 郁恵



川上 晶子



報告事項 ②

令和6年度(2024年度) PTA特別会計決算書

【収入の部】

項目	金額	備考
前年度繰越金	678,146	前年度繰越金
利子	3	4月1日利子3円
利子	89	10月1日利子3円
誤支出分	69,209	10月16日
積立金	50,000	PTA一般会計より11月11日
合計	797,447	

【支出の部】

新1年生 タッチペン(誤支出)	30,580 円	7月20日
落ち葉拾い 飲み物代(誤支出)	3,826 円	10月9日
学校祭 飲み物代(誤支出)	34,803 円	10月9日
合計	69,209 円	

(収入) 797,447 — (支出) 69,209 = 728,238
繰越金

決算を上記のようにしましたので報告致します。

令和6年3月21日 PTA会計

竹田 - 成



阿部 百代



上記決算に関する監査の結果、誤りのないことを報告致します。

令和6年3月21日 PTA会計監査

山本 郁代



川上 晶子



報告事項②

令和6年度(2024年度) PTA周年行事積立金決算書

【収入の部】

項目	金額	備考
前年度繰越金	359,204	前年度繰越金
積立金	100,000	PTA一般会計より
合計	459,204	

【支出の部】

(収入) 459,204 — (支出) 0 = 459,204
繰越金

決算を上記のようにしましたので報告致します。

令和6年3月21日 PTA会計

竹田 成



阿部 百代



上記決算に関する監査の結果、誤りのないことを報告致します。

令和6年3月21日 PTA会計監査

川上 晶子 印

川上 晶子



【PTA 特別会計 内部監査】

3月21日のPTA監査前に確認をお願いします。

校長先生	教頭先生	校務助手	担当者

令和7年度 P T A運営活動計画（案）

1. はじめに

陵陽中学校P T Aは任意加入の団体であり、子どもたちの幸せと健やかな成長を願い、家庭と学校と地域が協力し、教育環境の充実と向上を図る活動と、安心して安全な地域環境を整える活動を全員参加のもと進めます。

2. 基本方針

子どもたちのための活動を推進する。
学校・地域と連携し協力する。
会員相互の親睦を深め会員全員の参加を目指す。

3. 活動目標

子どもの幸せと健やかな成長を願う親の想いを原動力にP T A活動を楽しみながら進めよう。

4. 活動重点

- (1) 会員相互の意思の疎通を図り、共通理解のもと活動する。
- (2) 委員会の状況に柔軟に対応し無理のない活動をする。
- (3) 正しい情報を共有し諸問題の早期解決に努める。

5. 活動計画

委員	活動内容
学年委員会	・ 運営委員会への参加 ・ 役員選考委員会への参加（次年度P T A役員候補者への連絡等） ・ 校外環境整備活動（落ち葉拾い）のお手伝い *上記内容を学年ごとに役割分担を決めて活動していただきます*
事務局	・ 役員会、運営委員会の企画と運営 ・ 区P連委員会への参加 ・ 「事務局だより」の発行 ・ 学校祭バザー（もしくはその代用案）の企画と運営 ・ 校外環境整備活動（落ち葉拾い）の企画と運営 ・ 陵陽中学校区青少年健全育成推進会への参加

令和7年度のP T A活動は、令和6年度に引き続き、
学年委員 各クラスより2名のための募集とします。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

審議事項②

令和7年度（2025年度）PTA会計予算

（R7年4月22日現在 生徒数 410人・家庭数 383・教員数 28人）

【収入の部】

項目	6年度予算	6年度決算	7年度予算案	摘要
会費	716,400	729,900	690,480	1家庭140円×12ヶ月×会員数(家庭数+教員数) 内還付金¥2,400(2024年度)
PTA共済会	243,880	241,020	246,140	生徒1名460円 1世帯140円
繰越金	451,869	451,869	490,347	
雑収入	0	97	97	利子4月2円・10月95円(2024年度)
合計	1,412,149	1,422,886	1,427,064	

【支出の部】

	6年度予算	6年度決算	7年度予算案	摘要	
運営費	1運営委員会費	3,000	3,000	3,000	運営委員会費
	2専門委員会費	0	0	0	
	3消耗品費	30,000	0	30,000	プリンターインク、マグネット、色上質紙他
	4事務局費	30,000	30,000	30,000	事務局運営費、事務局通信費
	5印刷費	100,000	30,860	100,000	用紙代、プリンタインク1枚3円
	6交通費	10,000	5,500	10,000	区P連委員会出席交通費等
	7渉外費	30,000	0	30,000	懇親会出席費等
	8特別委員会費	12,000	12,000	12,000	予算委員会費、選考委員会費
	小計	215,000	81,360	215,000	
活動費	9研修費	0	0	0	
	10広報費	0	0	0	
	11環境費	10,000	1,800	10,000	落ち葉拾いごみ袋
	12通信費	13,000	13,000	13,000	学級PTA連絡通信費(500×2人×13学級)
	13記念品費	100,000	62,230	100,000	卒業記念品印鑑代(1個490円)
	14慶弔費	20,000	0	20,000	香典等
	15式典費	150,000	58,978	100,000	2024年紅白餅→2025年卒業証書ホルダー
小計	293,000	136,008	243,000		
その他	16分担金	237,510	240,585	243,095	中体連、中文連、特別支援、教護協会、区P連、進路分担金等
	17PTA共済会	243,880	242,680	246,140	PTA共済会
	18雑費	10,000	4,197	10,000	振り込み手数料
	19予備費	415,794	77,709	358,899	PTA個人情報漏洩保証制度、学校祭・落ち葉拾い飲み物
	20備蓄	150,000	150,000	150,000	周年行事(10万円)・特別会計積立金(5万円)
合計	1,565,184	932,539	1,466,134		

* 分担金算出	市P230円	230円×411人	94,350	※230円×世帯数(家庭数+教員数)
	豊平区P40円	40円×411人	16,440	※40円×世帯数(家庭数+教員数)
	中体連225円	225円×383世帯	86,175	※225円×家庭数(5年度より205円→225円)
	中文連70円	70円×383世帯	26,810	※70円×家庭数
	教護協会40円	40円×383世帯	15,320	※40円×家庭数(4年度より35円→40円)
	進路指導主事会費		3,000	
	札幌市特別支援教育研究連絡協議会		1,000	

計 243,095

- ※ 基本的に5月から8月までを納入月とする(予定)。
- ※ PTA会費を令和7年度から月140円・年間1,680円とする。(専門委員会等の活動見直しによる)
- ※ タッチペンの寄贈は2025年から廃止
- ※ 卒業生への紅白餅は2025年から卒業証書ホルダーに変更
- ※ 卒業証書ホルダーの支出は進路費→PTA費に変更。

【札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会会則の改正（案）】

今後、総会の対面開催・書面開催両方に対応するよう、会則の下線部分の改正を提案いたします。

現行	改正(案)
<p>第5章 総会及びその任務</p> <p>第11条 本会運営のために、次の<u>集会をもつ。</u></p> <p>1. 総会</p> <p>(1)総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回4月に定期総会を開く。</p> <p>(2)総会は、前年度の決算、事業報告、当該年度の予算、事業計画、役員の変更、その他必要事項を決定する。</p> <p>(3)運営委員会が必要と認めた時、または会員の十分の一以上の要求があった時は臨時総会を開くことができる。</p> <p>(4)総会の決議は、<u>出席者の過半数の同意を必要とする。</u></p> <p>(5)可否同数の時は、議長がこれを決する。</p>	<p>第5章 総会及びその任務</p> <p>第11条 本会運営のために、次の<u>会を開催する。</u></p> <p>1. 総会</p> <p>(1)総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回4月に定期総会を開く。</p> <p>(2)総会は、前年度の決算、事業報告、当該年度の予算、事業計画、役員の変更、その他必要事項を決定する。</p> <p>(3)運営委員会が必要と認めた時、または会員の十分の一以上の要求があった時は臨時総会を開くことができる。</p> <p>(4)総会の決議は、<u>以下の同意を必要とする。</u></p> <p>①対面開催の場合、出席者の過半数。</p> <p>②書面開催の場合、回答者の過半数。</p> <p>(5)可否同数の時は、議長がこれを決する。</p>

令和7年度 PTA 役員推薦候補者（案）

札幌市立陵陽中学校 PTA 役員選考委員会

役 職	候 補 者 名	学 級
会 長	ほり お ま り 堀 尾 万 理	2年2組
副会長	はま ぎし のり こ 濱 岸 典 子	3年1組 2年4組
副会長	よこ た まさ お 横 田 正 男	2年3組
副会長	たに ふじ まい 谷 藤 舞	3年2組
事務局次長	さ さ き ま ゆ か 佐々木 麻由香	3年4組 2年3組
事務局次長	もり だいら めぐみ 森 平 恵	3年3組
事務局次長	ふな き あさ み 舩 木 麻 美	2年4組
会 計	はた の ゆ か 畑 野 由 香	3年4組
会計監査	やま や いく え 山 谷 郁 恵	2年4組
会計監査	かわ かみ あき こ 川 上 晶 子	2年2組

令和6年度 PTA 役員選考委員会より、以上10名の方を推薦申し上げます。

令和7年4月25日（金）

令和6年度 PTA 役員選考委員会委員長 横田 正男

札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会

第1章 総 則

第1条 本会は、札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会と称し、事務局を同校におく。

第2条 本会は、会員相互の理解と協力によって生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第2章 方針及び活動

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的社会教育団体として運営し、生徒の福祉増進を願う他の団体と協力して活動する。

第4条 本会は、前条の目的、方針をとげる為に次の活動をする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉の増進をはかる。
2. 教育環境の整備をはかる。
3. 会員の教養を高め、お互いの理解と親睦をはかる。
4. その他、必要と認めたこと。

第3章 組 織

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 学校に在籍する生徒の保護者
2. 学校に勤務する校長及び教職員

第6条 本会に次の役員、会計監査及び委員をおき、任期1年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において補充することができる。その任期は、前任者の在任期間とする。

1. 役 員

会 長	1名	副会長	若干名（内1名は教頭）
事務局長	1名（教員）	事務局次長	若干名（内1名は教員）
会 計	2名（内1名は教員）		

2. 会計監査 2名
3. 学級委員 各学級より4名（以下、委員と称する）

第7条 本会の役員及び会計監査ならびに委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長欠席の時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し保存する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐し、本会の事務を処理する。
5. 会計は、本会の会計事務を処理し、財産を管理する。
6. 会計監査は、本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
7. 委員は、学年委員会、専門委員会の構成員となり業務を推進する。

第8条 本会に次の専門委員会を設ける。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 環境委員会
4. 研修委員会

第9条 会長は、本会の事業運営上必要と認めたときには、運営委員会の承認を得て、特別委員会をおくことができる。

第4章 役員、委員の選出

第10条 役員、会計監査及び委員の選出は次の通りとする。

1. 役員及び会計監査は総会で選出する。
2. 各役員は他の役員を兼ねる事はできない。
3. 委員は、学級毎に会員の互選で4名選出し、学年委員会に2名、学年毎に受け持つ各専門委員会に2名所属する。
4. 各委員会の正副委員長は、委員の互選で決める。
5. ① 役員選考委員会を設ける。

② 役員選考委員会規定

(目的) ・本規定は役員及び会計監査の選出を、迅速・公正に行う為に設けられたものである。

(構成) ・運営委員会より若干名

・各学年委員会より1名ずつ

・各専門委員会より1名ずつ

・教員2名(教頭・事務局長)

・互選により正(保護者)、副(保護者・教員1名)委員長をおく

(任務) ・役員及び会計監査候補を推薦し、本人の同意を得たうえで総会に報告し、承認を得るものとする。

・選考活動内容等を外部に漏らしてはならない。他言しない。

(任期) ・委員の任期は、次年度の総会までとする。

第5章 総会及びその任務

第11条 本会運営のために、次の集会をもつ。

1. 総会

(1) 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回4月に定期総会を開く。

(2) 総会は、前年度の決算、事業報告、当該年度の予算、事業計画、役員の変更、その他必要事項を決定する。

(3) 運営委員会が必要と認めた時、または会員の十分の一以上の要求があった時は臨時総会を開くことができる。

(4) 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(5) 可否同数の時は、議長がこれを決する。

2. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員及び会計監査、各委員会の正副委員長、担当教員ならびに校長で構成する。
- (2) 運営委員会は、月例に会長が招集し本会運営の具体的事項について審議する。
- (3) 運営委員会は、総会の議決と会則にもとづき会務の運営にあたり、総会に提出する提案を整理処理する。

3. 専門委員会

それぞれの委員と担当教員によって構成し、委員長がこれを招集する。

(1) 学年委員会

学年PTA相互の連絡と共通事項を処理し、生徒の日常生活指導の向上を援助する活動を行う。

(2) 広報委員会

本校の諸活動に必要な広報活動を行う。

(3) 環境委員会

校内外の環境整備を図るとともに、生徒の健全育成のために活動を行う。

(4) 研修委員会

会員相互の教養と親睦を高める活動を行う。

4. 学級PTA

- (1) 学級の会員と担任で構成し、相互の共通理解をはかる。

- (2) 学級選出委員は学年委員に協力し学級PTAの企画運営をし、担任と連携し学級の諸問題についての処理にあたる。

5. 特別委員会

必要に応じて運営委員会の決議をもって設ける。

第6章 慶弔・表彰

- 第12条 会員の慶弔、表彰については、別に定める慶弔規定によるものとし、その他必要のある場合は、役員会で協議し運営委員会に報告する。

第7章 会計

- 第13条 本会の活動に要する経費は会費、その他の収入によって支弁される。

- 第14条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

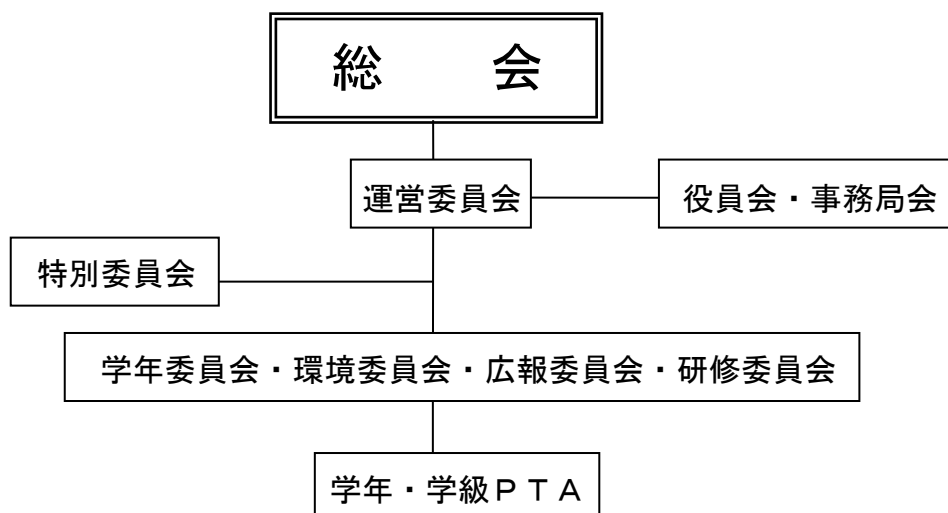
- 第15条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

- 第16条 この会の運営に必要な細則及び規定は、運営委員会において定める。

- 第17条 この会則は、昭和49年4月28日より施行する。
平成16年4月27日 一部改正
平成17年4月28日 一部改正
平成18年4月27日 一部改正
平成19年1月26日 一部改正
平成20年4月21日 一部改正
平成22年1月25日 一部改正
平成27年4月20日 一部改正
平成31年4月26日 一部改正
令和 4年4月27日 一部改正

細 則

- 第1条 学年委員会、各専門委員会の正副委員長は互いに兼任しないものとする。
第2条 各専門委員会の学年毎の分担は次の通りとする。
1 学年・・・環境委員会 2 学年・・・広報委員会 3 学年・・・研修委員会
第3条 予算の各項に過不足が生じた時は、運営委員会で調整する。
第4条 会計の定期監査は11月、3月の年2回とする。
第5条 運営委員会は、月例の他に会長が必要と認めた時、または各委員会から要求があった時に開催する。
第6条 会員の個人情報の取り扱いについて
本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。



札幌市立陵陽中学校保護者と先生の会 慶弔規定

第1条 本規定は会則第12条に基づき、生徒及び会員に対する慶弔について必要な事項を定める。

第2条 弔慰金については次の通り定める

1. 生徒及び会員の弔事（死亡）に際しては、原則代表者が参列し、弔慰金をおくる。
2. 弔慰金については一万円とする。
3. 弔慰金の準備は、原則学校で行うものとする。
4. その他必要のある場合は役員会で協議し、運営委員会に報告する。

第3条 表彰などの慶事については、必要に応じて役員会で協議して対応するものとし、運営委員会に報告するものとする。

第4条 本規定に定める経費はPTAの慶弔費をもって充てる。

第5条 本規定の慶弔金に対する返礼は原則行わないものとする。

第6条 本規定は運営委員会で改正できるものとする。

付 則 本規定は令和4年4月27日より実施する。

《個人情報取扱規則》

第1条 個人情報を取得する場合

1. 個人情報を何に使うか、あらかじめ利用目的を特定し、本人に伝えること。

第2条 個人情報を利用する際

1. 取得した個人情報は、特定した利用目的以外には使わないこと。

第3条 個人情報を保管する際

1. 取得した個人情報は安全に管理すること。配布の際には配布先の会員に紛失や盗難に注意すること、また転売などしないように注意喚起を行う。
2. 電子ファイルの場合は、PCまたはファイルにパスワードの設定を行うこと。

第4条 個人情報を他人に渡す際

1. 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意を取得すること。ただし、下記のような場合は、同意を得なくても提供できる。
 - (1) 警察からの照合（法令に基づく場合）
 - (2) 災害発生時の安否確認
 - (3) 会員名簿を印刷業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合

第5条 本人から個人情報の開示を求められた際


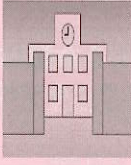

1. 個人情報について、本人から開示や訂正、削除を求められた場合は、適切に処理すること。

2025年度 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

このご案内は1年間大切に保管してください

●学校管理下外とは

家庭（補償対象） 	学校  <登校> <下校>	家庭（補償対象） 
学校管理下外 （共済会補償対象）	学 校 管 理 下 （共済会補償対象外）	学校管理下外 （共済会補償対象）

※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して～
- ・家具にぶつかって～
- ・風呂場で転倒して～
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが



- ・自転車で転倒して～
- ・公園で遊具から落ちて～
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で～

スポーツでのけが



- ・スポーツ少年団の活動で～
- ・スキー、スケートで～
- ・夏休み中のプールで～

外出先でのけが



- ・海に行って岩場で転んで～
- ・キャンプ中やけどをした
- ・遊園地でぶつかって～

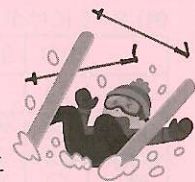
●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で～
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に骨折をした



※PTA行事参加への往復途中も対象となります。

●概要

共済期間

2025年6月1日より2026年5月31日まで

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中（往復途上を含む）
・PTA会員である保護者及び教職員 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 ・児童、生徒等の同居の親族	PTA活動中（往復途上を含む）

共済掛金

年額600円（園児・児童・生徒：1名 460円、PTA会員：1世帯 140円）
※教職員・支援者等は1名につき年額140円

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。
各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告

－原則としてけがの発生日から30日以内－

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項をもれなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。（医療費助成制度を利用した場合も同様）

共済金の請求

－治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時－
学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。

重要

請求に必要な添付書類の変更について

2024年度契約期間に発生したけがに適用	・領収書コピーまたは診療明細書コピー ・入院を伴う手術を行った場合は診断書
2025年度契約期間に発生したけがに適用	・領収書コピーまたは診療明細書コピー ・入院を伴う手術を行った場合は <u>診療明細書コピー</u>

2025年度契約期間に発生したけがに関しては診断書は不要です

時効

共済金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか？

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

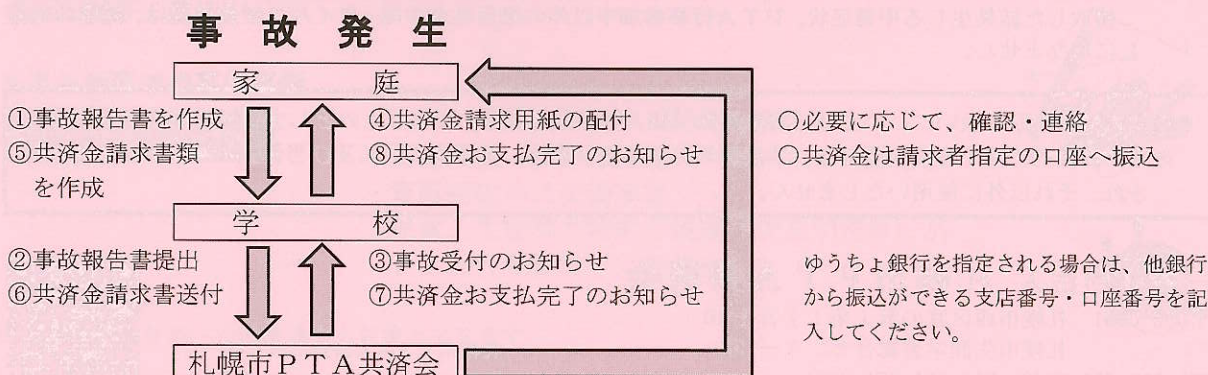
区分	園児・児童・生徒		保護者・教員・その他	
	死亡	学校管理下外	100万円	PTA活動中
PTA活動中		500万円		
後遺障害	学校管理下外	5～100万円	PTA活動中	25～500万円
	PTA活動中	25～500万円		
入院[日額]	学校管理下外	1,000円	PTA活動中	4,000円
	PTA活動中	4,000円		
入院をとまう手術	学校管理下外	2万円	PTA活動中	5万円
	PTA活動中	5万円		
通院[日額]	学校管理下外	500円	PTA活動中	2,500円
	PTA活動中	2,500円		
備 考	日数条件	学校管理下外の補償については、事故の発生の日から起算して3日目以降も入院・通院共済金を受けるべき状態にある場合に限り、共済金を支払います。		PTA活動中の補償については、日数条件はありません。
		PTA活動中の補償については、日数条件はありません。		
	限度日数	入院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの入院日数、通院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの通院日数のうち、90日が限度。整骨院への実通院日数は30日が限度。		
	固定具	固定具装着期間は実通院扱いで算定されます。(装具類は対象外) なお、固定具の種類により給付限度期間があります。ギブス・ギブス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。シーネ等患者側による取り外しが可能なものは30日間(ただし、手指・足指の場合は14日間)。		
他の保険との関係	他の保険等に関係なく支払います。			

※共済金の支払限度額：1事故に対する共済給付金総額の上限を3,000万円とする。

学校管理下外(対象)… 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動中は「学校の管理下外」。

学校管理下(対象外)… 登・下校中を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」。

●事故発生から共済金が支払われるまで



● 共済金をお支払する場合、共済金をお支払できない場合（主なもの）

共済金の種類	共済金をお支払する場合	お支払する共済金の額	共済金をお支払できない主な場合
死亡共済金	事故によるけがのため、被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害金額の全額 ※共済期間中に、すでにお支払した後遺障害共済金がある場合、死亡・後遺障害共済金からその額を差し引いてお支払いいたします。	1 次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。 ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失 ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
後遺障害共済金	事故によるけがのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被共済者に約款所定の後遺障害 ⁽¹⁾ が発生した場合	死亡後遺障害共済金額 × 約款所定の共済金支払い割合 (5%~100%) ※後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。 ⁽¹⁾ 身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます (医学的他覚所見のあるもの)	・被共済者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故 ・被共済者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
入院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院（入院に準じた状態 ⁽²⁾ を含みます）された場合	入院共済日額 × 入院日数 ※事故の発生日から、その日を含めて180日以内の入院が対象となります。 ⁽²⁾ 両眼の矯正視力が0.06以下となった場合または両耳の聴力を失った場合等で医師の治療を受けたことをいいます。	・核燃料物質等の放射性・爆発性による事故または放射能汚染によるけが ・被共済者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など
手術給付金	入院共済金をお支払する場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき	学校管理下外・・・2万円 P T A活動中・・・5万円 ※1 事故につき1回の手術に限ります。	2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⁽³⁾
通院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合	通院共済日額 × 通院日数 ※1 事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にけがが治ったとき以降の通院は対象になりません。	⁽³⁾ 被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注1) 上記傷害で、偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し⁽⁴⁾、医師等の治療を受けたときを補償の対象とします。このため、同じ動作の繰返しで起きるスポーツ障害の野球肘（肩）・テニス肘（肩）・ジャンパー膝・疲労骨折・腰椎分離症・腱鞘炎・タナ障害・筋肉痛等や、成長痛のオスグット病・シーバー病・その他熱中症・低温やけどなどは補償の対象になりません。

⁽⁴⁾ 事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの

(注2) 中毒症状のうち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生ずるもの、あるいは、P T A行事参加中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒（共済約款に規定するもの）を発病した場合を補償の対象とします。なお、有毒ガス・有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取した結果生じる中毒症状、P T A行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。

※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会ホームページ

<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>

